**第２回 犯罪被害者等支援条例に係る懇話会 議事概要**

日時：平成３０年８月２８日（火）１４：００～１６：００

場所：大阪府庁　本館３階　議会特別会議室（大）

■懇話会出席者

○委員（50音順・敬称略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 所属団体・機関名、職名 | 備 考 |
| 大川　哲次 | (認定NPO)大阪被害者支援アドボカシーセンター 代表理事 | 副座長 |
| 川本　哲郎 | 同志社大学法学部 教授 | 座長 |
| 佐藤　雅代 | 関西大学経済学部 教授 |  |
| 松風　勝代 | (社福)大阪府衛生会 児童心理治療施設・希望の杜 園長 |  |
| 林　　良平 | 元　全国犯罪被害者の会(あすの会) 代表幹事 |  |
| 平瀬　義嗣 | 弁護士大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会 副委員長 |  |

○オブザーバー

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 所属団体・機関名、職名 |
| 伊藤　幸美 | 大阪府警察本部総務部府民応接センター 被害者支援官 |

■配布資料

資料１　第１回懇話会における主なご意見

資料２　平成３０年に制定された５道県の条例項目対比一覧

資料３　条例に盛り込む内容について（案）

資料４　犯罪被害者等基本法及び５道県の条例における「二次的被害」に関する条文

資料５　二次的被害の事例

■会議の概要

○資料の確認、出席委員及びオブザーバーの紹介

○開会挨拶（大阪府青少年・地域安全室長）

○条例に盛り込む内容について

|  |  |
| --- | --- |
| 座長 | それでは次第に基づいて会議を進めさせていただく。まず、前回の懇話会における各委員のご意見などについて、事務局から説明をお願いする。 |
| 事務局 | 資料1について説明。第1回懇話会で委員の皆様からいただいた意見等は、議事概要として取りまとめ、既に府のホームページにも掲載し、お知らせしているとおりである。なお、より多くの犯罪被害者等の意見をいただくため、事務局の方で、「少年犯罪被害当事者の会」の代表を務められている方と、「ＴＡＶ交通死被害者の会」の事務局長を務められている方から話を伺った。まず、「少年犯罪被害当事者の会」の代表を務められている方からの主なご意見としては、条例の制定に当たっては、犯罪被害者等の実情を知っている人が少ないので、犯罪被害者や被害者支援に関する周知・広報や、次世代を担う子どもたちへの教育・啓発の大切さなどを検討してもらいたいというご意見をいただいている。そして、「ＴＡＶ交通死被害者の会」の事務局長を務められている方の主なご意見としては、条例に規定する目的について、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を」と規定している条例が多くあるが、被害者等に再び平穏な生活は戻って来ることはないので、「安心して暮らせる」というような表現にしてもらいたい。また、基本理念については、立件されにくい児童虐待や事故の名の下に犯罪被害者として認識されにくい交通事犯などへの対応について一文を盛り込んでもらいたい。その他にも、犯罪被害者等の実情を正しく認識してもらえるよう、広報啓発に取り組むことや、自治体に相談窓口を設置し、担当職員を配置すること、といったご意見をいただいている。以上、口頭報告させていただく。 |
| 座長 | 以上の意見等を踏まえて、本日は条例に盛り込む内容について、皆さんの意見をいただきたい。事務局から資料の説明をお願いする。 |
| 事務局 | 資料2は、前回の資料「平成30年に制定された５道県の条例構成一覧」を、座長からの指示を踏まえ、請願に該当する項目と、それ以外の項目とに分けた上で、各項目別に5道県の条例規定を横串にしたのもの。福岡県の条例にのみ「損害賠償の請求についての援助」、「保護、捜査公判等の過程における配慮等」、「個人情報等の適切な管理」といった条文が盛り込まれているが、これらの規定は来年4月1日から施行となっている。資料3は、大阪府の条例に盛り込む内容について、本日の議論のタタキ台として、事務局で整理したもの。このタタキ台の作成にあたっての基本的な考えとしては、府では、平成18年に策定した取組指針に基づき犯罪被害者支援を推進してきた実績もあることから、この取組指針を基本に先行道県の条例を参考にしつつ、請願の項目や前回懇話会での意見などから①から⑧の観点に留意し、12項目の構成で作成した。なお、先程説明した「ＴＡＶ交通死被害者の会」の事務局長を務められている方から、基本理念については、立件されにくい児童虐待や事故の名の下に犯罪被害者として認識されにくい交通事犯等への対応に関して、一文を盛り込んでいただきたいというご意見をいただいているが、基本理念では、様々な類型の犯罪被害者等への支援のあり方などについて規定しており、当然、児童虐待や交通事犯も含まれるものと考えている。基本的な施策については、10項目にわたり施策の方向を挙げているが、（10）の「調査及び情報収集」は、被害者支援のPDCAサイクルをしっかりと回していくため、ニーズ把握など施策の充実・検討のためのエビデンス収集を目的として盛り込んだものである。なお、請願では、市町村の責務の役割についても明記することが求められているが、地方分権の趣旨から、府の条例に市町村の責務や役割まで規定するのは困難であることを理解願いたい。また、前回の懇話会で、前文を設置してはどうか、というご意見をいただいたが、前文については、条例素案を詰める段階で検討したいと考えている。 |
| 座長 | それでは、一つずつ見ていきたいと思うが、私の方からも少し情報提供がある。8月24日の毎日新聞の社説で、被害者支援に関することが載っていた。非常に関心持っていただいてありがたいことではあるが、名古屋市と福岡県と神戸市のことが一緒に、つまり地方自治体を全部一括りにしている。この懇話会で扱うのは、あくまで大阪府の条例であって、市町村の条例ではないので、その点だけは確認しておきたいと思う。それでは順番に見ていきたい。請願項目の最初は、「府、府民、事業者、民間支援団体、市町村の責務や役割」であるが、これについてご意見等があればお願いしたい。先程、事務局から説明があったが、市町村の責務等については、福岡県の条例では書かれている。ただ、他のところでは無いということだった。 |
| 事務局 | 仰るとおり、福岡の条例には規定があるが、先程説明したように、大阪府としては、地方分権の主旨を踏まえ、府の条例で市町村の責務や役割を盛り込むのは困難と考えている。 |
| 座長 | 残りの項目については、どの条例も同じものが出ていると思う。 |
| 委員 | 事業者の責務と民間支援団体の責務の部分について、確認させてほしい。事業者と民間支援団体というのは、それぞれ主として何を定義されているものと理解すれば良いのか。例えば、弁護士会というのは、どちらに含まれる組織と考えれば良いのか。 |
| 事務局 | 事業者については、一般的に言って、事業を行っている者。企業・個人も含めてそこに該当すると考えている。お尋ねの弁護士会については、弁護士が業として活動される場合には事業者に含まれると思うが、被害者支援の活動をされるときの弁護士会については、民間支援団体の方に入るケースもあるのではないかと考えている。 |
| 座長 | 他に意見は。 |
| 委員 | 1999年2月17日の朝日新聞の資料を、いま皆さんに回覧してもらっている。摂津市は、犯給法ができる５年前に、犯罪被害者に見舞金を出すという仕組みを作っていたが、摂津市ではあまり犯罪がなく、見舞金を支給することが全然ないままに忘れ去られていたという記事です。今、府の条例を作るということを行っているが、大阪府内全ての市町村に条例を制定してほしいという思いが私の根底にある。大阪府内でも犯罪の少ないところはあると思うし、年に一度も殺人事件はないようなところで条例作っても、いずれ忘れ去られてしまうことがあるということも予想される。府が中核になってくれたなら、府内全体で犯罪がゼロということはないので、犯罪がゼロだったまちで突然犯罪が起こったときに、そのまちの担当者が被害者支援の方法を忘れている、あるいは全く知らないという場合でも、府が応援に行く仕組みを条例で作ってもらいたい。そして、市町村でも、条例制定が広がってもらえればありがたいと思う。 |
| 委員 | 役割分担について。府と市町村とは一応別個と言えるが、大阪府は凶悪犯罪が全国で一番多いから、府だけが頑張って条例作ったとしても、やはり直接的に犯罪被害者支援を行うのは市町村だから、指示系統とかそういうことまで条文に謳う必要はないけれども、大阪府が条例を作ることで、市町村に被害者支援に我々も絶対に取り組まないといけないという機運や、大阪府が条例を作るのだったら自分のところも早急に条例を作らないと駄目だという、そういう雰囲気が出るような条文を入れられないものかと思う。 |
| 事務局 | ３の基本理念の（4）で、我々が書ける範囲として、「犯罪被害者等支援は、国、府、市町村、民間支援団体、その他の犯罪被害者の支援に関する者の相互の連携及び協力のもとに推進する」としていて、市町村と連携・協力をしますと書いていることが一点と、あと４の府の責務の（2）で、「市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供助言その他支援を行う」ということで、府は市町村を支援いたします、ということを書かせていただいている。 |
| 委員 | 今言ったことは、他県のどこの条例にも書かれているわけで、大阪府が特徴ある条例を作ろうとしたら、やはり府内の市町村が早急に条例を作らないと駄目だというような、命令はできないけれども、誘導するような、雰囲気を作れるような条文を定めることが、必要ではないかと思う。他県の条例をある程度参考にする必要はあるが、インパクトのある条項が欲しい。そういう点も検討いただきたい。 |
| 座長 | それについては、府の方で検討していただくということでよろしいか。それでは、請願項目の二番目の二次的被害に移らせていただく。事務局でも注記しているが、滋賀県の条例では、二次的被害について明文の規定はないけれども、言動への配慮に対することを他の箇所で規定している。こういうような書き方もあるので、その点は留意してほしい。ただし、これは滋賀県の特徴であって、他の府県では二次的被害の明文規定があるので、府の条例ではスタンダードな書き方が望ましいのかなと思う。 |
| 委員 | 色々な人から「二次的被害」という表現はおかしいのではないかと言われており、「二次被害」という表現にしてほしい。一次的被害、三次的被害という表現は存在しないわけで、「的」という語を抜いて、二次被害という表現に統一して欲しい。最近、学術的にも、二次的被害から二次被害に変更というか、戻りつつあるし、北海道の条例でも、パブリックコメントで意見があって、「的」が抜けて二次被害になったという例もある。大阪府でも、「的」という語をパブリックコメントでひっこめさせられたら格好が悪いと思うので、皆さんのご賛同をいただいて、「二次被害」という表現にしてもらえたらありがたい。 |
| 座長 | 確かに、指摘のとおり、北海道の条例では「二次被害」となっている。大分県は「二次的被害」という表現を使っているが。 |
| 委員 | 「二次被害」と「二次的被害」には、概念的な違いがあるのか、それとも単なる言い回しの問題なのか、教えていただきたい。 |
| 委員 | 国が犯罪被害者等基本計画の検討をしているときに、警察の方が二次的被害という表現をして、それをずっと引きずっている、とある学者さんから聞いた。したがって、概念に違いがあるということはないと思う。私は、逆に「的」という語を入れることで、広がりを持つのだったら良いのかなと元々は思っていた。しかし、「的」と語を抜いた方が良いという流れになっているのであれば、そうした方が良いのではないか。 |
| 委員 | 「二次被害」の方が良いと思う。「二次的」と言えば、被害とそれ以外の被害という漠然とした印象を受けるので。一次被害があって、それに次ぐ二次被害であると、そういうようにすっきりする方が良いと思う。 |
| 委員 | もう一つ、二次被害があれば、再被害というものもある。これも、対比で考えると、二次被害、再被害ということで、区分けがしやすいと思う。二次被害と再被害は別物ですよということを、きちんと説明しやすいと思う。 |
| 座長 | 言葉的には、「二次的」というと、範囲が若干広がるとか、あるいは程度が低くなるとか、そういうイメージがあるのだろうと思う。これも一長一短で、「二次的」にすれば広く意味を取れるというところは良いのかもしれないが、程度が薄まるというところはマイナスに捉えられることがあるだろうと思う。ただ、北海道でも、大分でも、条文で、「二次被害」又は「二次的被害」の定義をされており、そこに大きな違いはないと思われるが、今紹介いただいたとおり議論になっていることなので、府の方でも検討していただきたい。 |
|  | それでは、次に行かせていただく。次は、総合支援体制に関する部分。総合的支援体制の整備ということで紹介しておくと、ワンストップ支援センターというと、大阪もそうだが、全部性被害のセンターなのだが、埼玉県のワンストップセンターは、性被害に限定されないのが特徴と言われている。 |
| 委員 | その主催は誰がやるのか。 |
| 座長 | 県が主催。県が施設を持っていて、そこに全部の関係者がいると。そこで情報交換を行うので、非常に支援が行いやすいということも言っている。 |
| 委員 | 前回の懇話会でも意見を述べたが、オール大阪の、ワンストップの、性犯罪に限定しない犯罪被害者支援センター。これを是非作るべきだと思う。被害に遭ったらそこへ行けば良い。窓口が一本化され、支援に差が出ない。府の方は大変だと思うが、これは先程説明のあった支援調整会議という組織を作るということだが、それにするかどうかは抜きにして、やはり全ての犯罪について窓口を一本にする、ワンストップ犯罪被害者支援センターをぜひ作っていただきたい。これについては、条例に絶対に書いていただきたいと思う。 |
| 委員 | 条例の中に入れるのであれば、資料3の4ページ10の支援推進体制のイメージかと思いながら、資料２の総合支援体制の整備を見ていた。被害者支援調整会議を組織するというあたりまでは、府でできることだと思うし、条例に書き込めることだと思う。しかし、ワンストップセンターを、例えばこの近辺に１つ作るとしても、それは取組指針か、さらにその下のアクションプラン系の具体的な話になるのではないか。実際の相談窓口設置は、基本的に、市町村つまり基礎自治体が行うものではないかと考えると、府としてできることは、府の責務として市町村に協力しますということや、資料３の4ページの10の（２）のところの、いずれの関係行政機関等を起点としても同様に必要とする支援が受けられるように努める、というところまでかと思う。今回のような議論を繰り返すことによって、周知、広報、啓発になる、広くアピールできるということは良いことだと思うが、何もかもを条例に書いてしまって、府や市町村、関係する人たち全てを縛るようなことになってしまうと今後の議論やより良き取り組みの足かせになってしまうのではないかという懸念がある。 |
| 座長 | 条例での書き振りは難しいところがあって、実際に埼玉県の条例を見ても、ワンストップセンターという文言は入っていない。実態として、条例に基づきワンストップセンターが設けられているということなので、確かに、ワンストップセンターと書き込めば、それで固定されてしまうので、これも一長一短がある。書き込めば絶対に行うということになるけれども、書き込んでしまうとそれに規定されてしまう、縛られてしまうというところがあるので、条例で大枠を書いておいて、細かいところは規則などで補うというやり方もあるので、そのあたりは事務局の方で検討していただきたい。 |
| 委員 | 支援という言葉は、何か上から目線で手を差し伸べるという印象だが、私は条例に基づいて支援を行うこと自体が権利になると思っている。法令に基づいて公務員の方々が支援を行う、このセットで権利になっていると思うので、「被害者権利条例」という名称にしてもらえたらありがたい。支援が欲しいのではなくて、救済される権利を有するというふうに持っていくと、足かせにならない、もっと積極的に支援をしていこうというニュアンスで、皆が受け取ってくれるのでは。 |
| 事務局 | 事務局の方で、権利という名の付く法律または条例を調べさせていただいたが、権利という名の付く法律また条例は、今のところ存在しない。 |
| 座長 | 付け加えると、「基本条例」という名称の条例はあるようだが、それは犯罪被害者等基本法を受けて基本条例という名称にしているという面があり、大多数は「支援条例」という名称になっている。資料4を見ると、滋賀県の条例の基本理念のところに、「犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重するとともに」という文言が入っていて、常に参考になると思っていたところで、もしも条例の名称として「権利条例」というのが無理だとしても、条文の中で「権利」ということを謳ってもらうような努力をしていただければと思う。 |
| 委員 | 犯罪被害者等基本法もそういう意味で、前回言ったように、支援法か権利法かということで、最後の最後まで議論し、基本法という形にしてもらえたので、司法参加も実現できた。したがって、将来に向けてという意味で言えば、権利法というのが難しいのであれば、仰るように、基本法という形にして中身で被害者の権利や尊厳を尊重するという言葉が入り、補ってもらえるのであれば、ありがたいと思う。 |
| 座長 | 基本条例というのは、府としてどうなのかなと思う。基本条例という名称も数少ない。圧倒的に支援条例である。したがって、そこは事務局の方で見ていただきたい。やはり、議会に出るということがあるので。ただし、仰ることは非常によくわかるので、是非それをどこかで取り入れてもらうことを考えてほしい。あるいは将来の課題としてほしい。 |
| 委員 | 支援を求めるという言葉を日常的に使っていたから、錯覚を生んでしまって支援条例という流れになってしまったのかもしれないが、本音は、支援ではなくて、権利があるということで、物事をとらえて欲しかった。民間団体の支援というのではなく、もう何回も言っているように、条例をもとに公務員もしくは行政がきちんと支援を行うことが権利だと思っていたから。それを求める過程の中で、支援を求めていると表現していたことを理解いただけたらありがたい。 |
| 事務局 | 一点補足をさせていただく。犯罪被害者等基本法の第５条に「地方公共団体の責務」という規定があり、ここでは「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されている。おそらく「犯罪被害者等の支援に関し」という部分について、恒久的な施策ということで条例を設けるということで、名称が「支援条例」になるというのが一つの考え方なのではないかと思う。「基本条例」という名称もない訳ではないので、今の説明が絶対的なものとは思っていないが、多くの考え方は、こういうところに拠って立つのではと感じるところである。 |
| 座長 | 私は、精神障害の問題も研究していて、言葉の使い方は非常に難しく、支援という言葉について、そういうニュアンスが出てくるとするならば、将来はそれを変えるということはありうるし、その方が適当だろうと思うところもあるが、なかなか難しく、今の時点で急に変えられるかは疑問である。ただし、ご意見は非常に納得できるところがあるので、今後、そういうご意見が続いていけば、何年かして支援という言葉は変えた方がいいだろうということになることは考えられると思う。 |
| 事務局 | あともう一点補足だが、条文でという話については、資料3の2ページ目、3の基本理念の（1）のところで、「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進する」と記載させていただいており、要は、権利があるということが前提になっている。こういう条文を入れようと考えているので、補足させていただく。 |
| 座長 | 少し先取りしてしまい、基本理念のところで滋賀県などが特に目に付いたので紹介したが、府としてもそういう形で配慮しているということなので。 |
| 委員 | 最初の言葉にこだわらなくても、いずれそうなっていくと。 |
| 座長 | 次に、取組指針または計画に関する部分だが、いかがか。ほとんどの条例が、計画というような項目を入れている。ご質問、ご意見があればお願いする。例えば、埼玉県だと９条。指針または計画を定めるということで、その内容の代表例が掲げられている。そのあたりをどこまで盛り込んでいくか。代表例が挙がっているが、その代表例に限られるというわけではない。それほど問題はないかと思うが。 |
| 委員 | 資料3の3ページ、4ページにある支援に関する指針について伺いたい。府の案として、支援に関する指針を(1)から(6)まで並べているが、条例に盛り込む内容案だと思う。4(6)の施策の実施状況について、「毎年度、公表する」と書いているが、どの程度のものを公表する考えなのかという点と。また、毎年度、同じ濃度の“数字がこうです、金額がこうです”のような情報の公表を考えているのか。丁度その上に「必要に応じて指針の点検を行う」という記載がある。おそらく、国の取り組みの改定等の大きな動きがあったときに、府の施策についても大きく変えるなり見直しをするなりということだと思う。これらの動きに呼応する形で、例えば5年に一度大きな調査を行って、詳しい報告書を出すということも考えられると思う。まだ何も始まっていない時点で伺うのは恐縮だが、現時点である程度公表しているようなものを、今まで通り出していくということを考えているのか。あるいは、条例に書くからには、何らかの調査等を追加的に行う形で何かするところまで、視野に入れているのかという点を教えてもらいたい。 |
| 座長 | 私の記憶では、前回、こういう要望が出たので、それを書き込んだと思うが、いかがか。 |
| 事務局 | この点については、ご指摘のとおりで、現在、取組指針があって、その下に施策集を作成し、犯罪被害者の方にどういった行政サービスを使ってもらえるか、言わば支援メニューを公表しているが、実際にどう使われたかという実施状況については取りまとめていない。前回、今回の条例制定を機に、改善システム、PDCAサイクルをしっかり回していかないといけないという意見をいただき、この点について、他県の先行条例も参照しながら、この案を作ったもの。具体的な公表の仕方などに関しては、これから詰めていくところ。ただ一つ、公表の仕方の中で限界がある部分がある。今、犯罪被害者の方に使っていただく行政サービスの多くは一般施策であり、全てが犯罪被害者支援に特化したサービスではない。一般施策について実施状況を取りまとめようとすると、実際に窓口へ申請に来られたときに、犯罪被害者の方かどうかを識別しなければならないことになり、これには問題があるのではないかと考えている。したがって、大変申し訳ないが、一般施策については、どれだけの犯罪被害者の方に使っていただけたのかという実施状況の取りまとめについては、困難であると思っている。ただし、例えば、居住の安定などで、府営住宅の優先入居であるとか、そういった犯罪被害者支援に特化した行政サービス、これについてはきちんとどう使っていただけたのか、また、前回、需要と供給にミスマッチがないかという指摘もいただいているので、そういうところはきちんと精査して、明らかにしていきたいと考えている。併せて、これもこれからの制度設計だが、支援調整会議がどのように機能していくかといったところも、実施状況の公表の中に入ってくると考えている。 |
| 委員 | 昨今、個人情報保護が非常に重要である。また、基本的人権は犯罪被害者等であろうがなかろうが等しく尊重されるべきという状況だが、情報公開となると評価や点検を視野に入れて細かい話が出てくる。例えば、犯罪被害者等の支援に関する予算がこれだけで、対象者がこれだけで、実際にはこれだけの利用があった、など。このような情報の公表はいかがなものか。予算の効率的な使い方や、PDCAサイクルというレベルでの話は別として、そう関係ない情報まで紐づけして対象を調査し公表するのはいかがなものだろうと思うところ。情報公表とは、また別の気持ちで、それこそまさに、二次被害と言わないが、犯罪被害者等にとって辛いことになるのではないかという点が気になった。 |
| 座長 | 先程の議論と繋がるが、毎年度公表するとなると、それに拘束される。公表を毎年度行うのかどうかも含めて、公表の仕方については、どういうものを具体的に取り上げていくのかということは、また事務局で検討してもらいたい。理念としてというか、基本方針として、点検が必要なのは、疑いがないことだが、どういう情報が出てくるかによって点検の効果というものが決まってくるので。また、毎年度基本的なデータは公表して、5年に1回大規模な点検をするとか、それが10年に1回なのかというところも、またそれは事務局の方で検討してもらいたいと思う。 |
| 委員 | 公表をするにあたっての調査ということがあると思うが、その調査の対象となるものというのが今議論になっていると思うが、そもそも、被害者が幅広く、ニーズとして求めているかどうか、それをうまくキャッチできたかどうかというところが、非常に重要であると思っていて、それが先程相談機能、相談機関云々の話があったが、私は基本的には身近なところで相談できることが、また多様な相談機関でキャッチできることが良いと考える。しかし、機関を多様化すると広がり過ぎてどこへ行っていいかわからないということがあるので、むしろ身近なところで、犯罪被害または交通事故被害に遭って困っている方々が、どこへ行けば相談しやすいのかということが、わかりやすい情報としてあった方がいいのではないか。それは、基本は市町村だと思っている。この条例の意思、大阪府として市町村を縛れない中で、大阪府として何をするのかといったことを考えていくならば、推進していくためにどうするのか、要するに市町村にこういう機能をたくさん作ったらどうか、または作っていくとしたらこういうやり方がある、またこういうことが効果的だといったことを広げていくことが非常に大事ではないかと思っており、先程の公表の内容で、サービスをどれぐらい具体的に利用したかというよりは、どれぐらい相談できる体制を作り、整備されているのかというような進捗の確認がいるのではないかと考えている。 |
| 座長 | 一口に、点検といってもいろんな点検があるから、幅広くやって。まだスタートもしてないから、スタートして順次見直していくということも大事だろうし、そういう統計を取って本当にどういう効果があるのかというのは実際運用していく中で出てくると思うし、またその点検の点検をするというようなことが重要だろうと思う。 |
| 委員 | 毎月、関西で被害者が集まり、大阪府も指針が出来てから年にいっぺん、取組指針に基づいた報告ということで、5月に毎年来てもらっていろいろ話をしてもらっている。言われるように、基本的に窓口ができたけれども、府レベルでは個人の相談にはあまり乗れないために実績がないというあまり代わり映えのしない話だったが、前回も言ったように、府には、要は、あすの会の代わりというか、そういう機能を持って欲しいと思っている。あと、堺市と大阪市と神戸市があすの会に来て、発表している。この３市には条例があるから、具体的な報告があるが、我々はその中に法改正すべきような案件があるかどうかという点に非常に関心があるわけで、そういった話し合いができるものがあれば良く、そういう意味では公開ということにこだわらなくてもいいかなと、今話聞いていて思った次第である。 |
| 座長 | それは、後の支援推進体制のところかどこかで、大阪では被害者支援調整会議というのを組織するとあるので、今はそういう意見をどんどん出して、その中でどういう項目を検討するのかとか、点検するのかということを考えてもらえればいいと思う。今日欠席の委員のご意見を事務局の方で聴取してもらっているので、二次的被害に関するところを紹介いただきたい。 |
| 事務局 | 二次的被害の関係で話を伺っているので報告する。資料４と５を示した上で、ご意見を伺っている。資料４は、犯罪被害者等基本法と直近に制定された５道県の条例による二次的被害に関する条文を横串しにしたもの。資料5は、府警や民間支援団体の協力を得て、二次的被害の事例を内容別にしてお示ししたものである。いただいたご意見としては、二次的被害の全般的なことについては、名誉毀損やプライバシー侵害等の違法な内容は別として、違法とまではいえない言動を条例で規制対象とすることは難しい。「事実でない発言イコール違法である」とはいえない、という問題もある。条例上は、二次的被害についての配慮を求める努力義務を置くというのが妥当ではないか。施策的には、二次的被害を生じさせないための配慮について、府民等に啓発広報していくしかないのではないか、というご意見をいただいた。また、資料５の事例では、知人・近隣者等の言動の場合、心ない言動に関しては、パーソナルな人間関係の問題であって、行政が介入しにくい領域である。セクハラに似て、同じセリフであっても、相手との人間関係によって受け取り方が異なる場合がある。規制する仕組みを作るというよりは、啓発によって犯罪被害者の抱える問題の理解を深める中で配慮が進むという環境を作っていくしかないのではないか、といったご意見であった。また、ネット上の誹謗中傷に関しては、ネット上の書き込みについては通報、そして削除という仕組みがあるが、一見して事実かどうか分からないものはネット事業者も削除すべきかどうか判断できない。明らかに他者を攻撃するヘイトスピーチ的な内容の書き込みやリベンジポルノの公開、そういったものであれば、一見して削除すべきと判断できるが、事件について書き込みがある、ということだけでは削除すべきかどうか判断できないであろう。また、メディアの過剰な取材等については、メディア側の対策も一定程度進んでおり、条例で配慮を求めたとしても強い反発はないのではないか。そして、福岡県の条例の二次的被害の定義では「報道等により、当該犯罪等の知る者の偏見・無理解などによる心無い言葉や行動」という文言があるが、報道によるものと断定できるものかどうか、現時点で条例に盛り込むのが妥当かどうか疑問である。そして、最後の捜査・公判等の過程での言動、医療関係者・自治体担当者の言動については、何度も同じことを聞かれる被害者の気持ちも理解できるが、捜査・公判・医療を行う上でどうしても聞かざるを得ない場合があるのも実際のところであり、兼ね合いが難しい。酷い言動をする関係者が一部にはいるだろうが、全般的には二次的被害への配慮は広がっているのではないか。これらの者・組織について、条例で規定を置くことはあり得るかもしれない、といったご意見をいただいた。 |
| 座長 | 先程のところで紹介すべきものが遅くなってしまって申し訳ない。 |
| 委員 | インターネットの関係だが、二次被害の定義でインターネットを通じて行われる誹謗中傷等というのが福岡県や大分県では、きちんと定義として盛り込まれているが、埼玉県と北海道はない。インターネットの書き込みについては、確かに削除の仮処分などもあるが、非常な速さでコピーされて、どんどん拡散してしまうので、実務家としては非常に対応が難しい。そして、一度広まってしまうとなかなか事後的な対応がとれないというところがあるので、できれば条例の定義のところに、インターネットという言葉も入れて、インターネット利用者の皆さんが、その書き込みが二次被害を与えるものではないかどうかという気づきを得られる形にしてもらえればと思う。 |
| 座長 | 判断が困難だから、「入れない」ということが根拠になるのかということも問題。判断は確かに難しいが、全く取り上げない訳ではないし、非常に重要な問題なので、理念とかそういうところに書き込んでおけば、実際その判断は難しいかもしれないが、極端な場合はそれで防止できるということがあるし、また、自治体の姿勢を示すというところは非常に重要だと思う。そのあたりは事務局で判断していただきたい。それでは次に、関係者の意見聴取について。これについても、埼玉県の条例にはないけれども、他のところは概ね項目を置いている。 |
| 事務局 | 補足をさせていただく。関係者の意見聴取については、資料の３の３ページの９の支援に関する指針の（３）で「指針の策定にあたっては、犯罪被害者等や府民の意見を反映するために必要な措置を講じる。」という部分と、同じく３ページの８の基本的な施策の（10）の調査及び情報収集のところで、「犯罪被害者等の意見の把握に努める」というところで反映させていただいている。 |
| 座長 | 関係者の意見聴取については、今の説明のとおり、独自の条文ではなく、他のところに書き込むということである。資料２では、請願に該当する項目が上の方にあり、その下にその他の項目があるというふうに分かれており、その他の項目に移りたいと思うが、請願に該当する項目全体については概ねこれまでの議論でよろしいか。それでは、次はその他の項目に移りたい。その他の項目は、目的、定義、基本理念、基本的な施策、財政上の措置、実施状況の公表など、条例の内容全体としては上の方に記載してあるもの。事務局の方で補足することがあれば、お願いする。 |
| 事務局 | 目的、定義、基本理念は、資料3の冒頭、1の目的、2の定義、3の基本理念のところに記載している。基本的な施策は８の基本的な施策のところ、財政上の措置は4ページ目の11の財政上の措置のところに記載している。附則は、最後12のところに書き込んでいる。 |
| 座長 | 資料を行きつ戻りつというところはあるが、これで全体を概観したことになる。その他のところで何か意見があればお願いする。私の方からは、先程ちょっと触れたが、資料3の4ページの10番に「府は犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村とともに、総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を組織する」とある。そこが関係行政機関と緊密に連携して、いずれの関係行政機関を起点としても同様に必要とする支援が受けられるように努めるということである。この点について、もう少し事務局の方から説明いただきたい。 |
| 事務局 | 様々な事案で、早期援助団体あるいは府警本部を中心に相談等が被害者からあると思うが、そういった事案を支援の主体が個々に聞いていくのではなく、これら関係する団体が一堂に集まり、どういった支援策を提供できるかを考えていく組織として、支援調整会議というものを作ってはどうかという発想を持っている。一堂に集まり、提供できるサービスを検討して、提示し、利用していただくという仕組みを、まずは作っていきたいと考えている。 |
| 座長 | 先程のワンストップにも関連すると思うが、かなり色々な機関が連携して、長期にわたる支援を行う。つまり、きめ細かい継続的なサポートをするというのが目的なので、こういう支援調整会議を作って、それに向けて努力していくということですね。私が先程サポートという言葉を使ったが、支援というと、なんだか手垢がついてくるというか、イメージ悪くなってくるので、英語でサポートというと、上からというより後ろから支えるという感じがあるので、そちらの方がそういうニュアンスはないのではないかという気もする。やはり言葉というものは難しいので、もしも、そういう手垢がついてきて何か偏見があるとか、何か不満が出てくるということがあるのであれば、見直していくべきなのかしれない。ただし、少し時間がかかるとは思う。 |
| 委員 | これは、運用によっては、凄く良い組織になると思う。この会議は、随時開くのか、例えば、月1回、年に何回とか、定期的に開くものなのかということと、メンバーに誰が入るのかということを聞きたい。医療観察制度では、ケース会議というものがある。一つの事案毎に様々な関係者が集まって、この人を支援するにはどうしたら良いだろうかと、福祉の面も含めて、検討する。そういうイメージでいれば良いのか。もう少し全体的に物事をとらえて、例えば大きな事件が起きた場合に、その事案についてどういう支援ができるかを検討しようという、ごく一部の事件について会議を持つのか。あまりイメージが湧かないので、まだ検討段階だろうとは思うが、わかっている範囲で説明いただきたい。 |
| 事務局 | 構想段階だが、定期的に開くというより、何か然るべき事案が発生したときに、随時集まってもらい、どういったサービスを提供すれば良いのかを検討していくということを考えている。したがって、比較的大きな事件という表現が良いのかどうか分からないが、そういった事案を検討していくことになるものと考えている。メンバーとしては、資料の中の図でお示ししているとおり、大阪府のほか、大阪府警本部、早期援助団体、それから被害者の方がお住まいの市町村にも是非入っていただきたいと思っている。その他、民間支援団体でご協力いただけるところがあれば、お入りいただくという形で考えている。ただし、まだ構想段階なので、実際に動かしていきながら改善していきたいと考えている。 |
| 委員 | 今の話で少し具体例を話しさせていただく。最近、懲役13年の犯人が出所してきた。服役態度も非常に悪くて、一番悪い状況で満期が来て出た。そのことが刑務所から警察に連絡がない。非常に困って警察に相談したら、相談の翌日からずっと家の周りを警戒してくれていると。報復しに行くと刑務所から手紙を出していた。こういう例があったときに、刑務所から警察への連絡制度がない。今のこの調整会議では、こういう場合、誰を入れて、話を持っていこうとしているのか、イメージされているのかを聞かせてもらえたらうれしい。もう一つある。まだ刑務所の中に入っていて、あと2年後に出所してくる者がいる。これも同じように、行政がどういう救済ができるかなども含めて、どうしようとイメージしているのかを聞かせてもらいたい。 |
| 事務局 | 再被害を防ぐための警備ということであるが、この支援調整会議の中には府警本部が入っているので、そちらの担当になると思う。 |
| 委員 | 警察はもう警備をしてくれている。被害者が警察に電話したからではなくて、刑務所から警察への連絡が無いということに問題がある。刑務所にすれば、市町村レベルで、被害者の方が、どこに引越したかわからない場合、連絡が難しいのだろうと想像する。都道府県レベルのところに刑務所から情報がいけば、都道府県が被害者の住所地の市町村に連絡して今度出所してきますと知らせる仕組みがあると、刑務所も楽かなと思ったりする。刑務所は、被害者の人がどこに引っ越したなどということを、なかなか把握できない。そこで、それをどうしていくのかという話し合いをしてもらい、制度設計していってもらうということをお願いしたいというのが、私の本音である。 |
| 事務局 | 刑務所、矯正施設との情報のやり取りについては、正直申し上げて、支援調整会議の構想の中には入っていない。そうした情報が、果たして法務省から大阪府の方に提供していただけるものなのかどうか。先程の基本的な施策の（10）の調査及び情報収集で、今委員が仰ったような、犯罪被害者の方々からのご意見を伺って、それを基に、国等に対して、こういう意見があるので何か仕組みを作ってもらいたいと提言する、そういったことに繋がっていくのだろうと思っている。支援調整会議とはちょっと別の話かなと思っている。 |
| 座長 | 今事務局の説明だと、かなり大きな事件を想定しているようなので、私の方から一点お願いをしておけば、国土交通省が大規模交通事件の被害者の救済のために被害者支援室を作った。それは素晴らしいことだと思ったが、大規模な交通事故というものは、それほど頻繁には起こらない。結局、国土交通省がイメージしていたのはJRの尼崎の事件であるとか、あるいはもっと前の御巣鷹の航空機の事件をイメージしていた。それから、第1号は関越道のバスツアー事件、二番目が軽井沢の事件ということを国交省は行っているので、それらの真ん中ぐらいというのを考えてほしい。大規模事件からスタートするのは結構だが、そのあとの運用を見て、広げるというようなことも考えてほしい。いずれ具体的に検討いただくということでよろしいか。次に、前回民事訴訟・損害賠償についてご意見があり、司法サービスの提供に関するご意見があった。また、資料２の先行5道県の条例項目を見ると、福岡県の条例の14条で、損害賠償のことが出てくる。この損害賠償の請求についての援助という項目について、議論していただければと思う。読み上げると、「支援計画の定めるところにより、殺人及び支援計画に定める心身に重大な損害を与える犯罪等に係る犯罪被害者等が行う損害賠償請求訴訟に関し、犯罪被害者等の状況を踏まえ、必要かつ適切な援助に関する施策を講ずるよう努めるものとする。」 |
| 委員 | 民事裁判で勝っても、ほとんど支払いがないのが全てである。明石市が300万円を上限に、立替払いをすると。国の犯罪被害者に対する補償が不十分な中で、地方自治体がこういった取組を行うと助かるというのが基本だが、犯罪被害者にとって地方自治体が、民事で勝ったものを立て替えて、取りに行ってくれるというのは、非常に心強いし、ありがたいと思う。被害者個人がそれを行うのは非常に困難である。民事で勝っても、「あ、勝った」という、それだけの話である。しかし、立替払いのメリットは、行政の方が住所をきちんと把握して、代執行できるという仕組みである。条例で立替払いするとした場合、府民の方々がどう思うかだが、前回言ったように、きちんと説明をして得心してもらえれば、納税意識も高まるだろうし、きちんとした税金の使い方への理解も深まるだろうという期待もある。国や府の予算というのは、皆の血税である。それをきちんと理屈が通る使い方をすることは、まっとうな仕事で、反対は少ないと思う。府民の誰もが、いつ、どこで被害に遭うかわからない。民事訴訟までして勝ち取ったものが、ただの紙っぺらということを実感したときのむなしさや、虚脱感というか、私もそういう体験をしているから。明石市のように一律300万円というのが良いのかどうかはまた別の議論である。納税額によって300万円を限度として増減があっても良いと思うが、立替払いをして、府あるいは行政が、犯人に対してきっちり取り返しに行くぞという姿勢を示すことが、犯罪を減らすという効果を持つかもしれない、ということを思ったりしている。 |
| 委員 | 福岡の条例14条の必要かつ適切な援助に関する施策。これはまさに前回話のあった、府が弁護士会に、弁護士会でもどの弁護士でも良いというわけではないが、被害者支援に精通した弁護士を紹介するとか、損害賠償請求訴訟なので、法テラスに橋渡しするとか、これを直ちに行う。損害賠償請求は弁護士が入ったとしても取れないことが多い。したがって、本当は国が行わないといけない。基金制度とか保険制度を作って。ヨーロッパではこれを行っている。これは地方公共団体に任しても、ちょっと限界があると思う。立替金制度は行っているけれども、これも1年間自分で頑張って、それでだめだったら立て替え請求してくださいという、そういう制限もある。それで実際に、どれほど明石で運用されているのか。あまり件数は多くないでしょう、多分。ですから、これはもう、国会議員に頑張って保険制度と給付金制度。1人国民が500円出したら、何千万円まで補償できるわけで、そういう制度までいかないと駄目だ、日本は。これは法律の問題になる。いずれにしても。けれども、とりあえずこの14条を使うのだったら、弁護士会や法テラスとの密なる連携、これを条例で謳ってもいいのではないか。 |
| 委員 | 今言っていただいたとおりだが、やはり犯罪加害者は圧倒的に資力がない人が多い。しかも、実刑になると月々わずかの懲役のお金しか入らないということで、実際のところは紙切れということになってしまう。それを説明すると、その時点で、泣き寝入りというか民事での提訴を断念される方が多いと思う。ただ、やはり第一義的には加害者が責任を負うということが当然の話なので、それはやはり健全な姿ではないだろうと思う。本来的には国の責務であると、私もそのとおりと考えている。去年、北欧の方に行き、ノルウェーやスウェーデンでは、被害者が債務名義を得たら、回収庁や被害者庁というところがそれを代わって回収してくれるというので、非常に進んでいると思った。そういうところまでこの国も行かないといけないと思っているが、そこまでの橋渡しとして、条例で設ける意味というのはあると思う。 |
| 座長 | 確かにそのとおりで、本来国がやるべきものだし、私の経験で言うと損害賠償命令が今はあるが、それを作るときに、元々は短期で迅速な援助のために、例えば損害賠償の総額が8000万円だとすると8000万円をすぐには払えないけれども、ともかくすぐに300万円は払ってくれと。そういうようなイメージだったが、損害賠償命令はそういう運用ではない。したがって、そういうところも含めてもっと総合的に考えないといけないし、罰金の回収なども調べたこともあるので、やはりスウェーデンや北欧は、結構そういうことに努力している。日本は国としてそういう努力をしていない。長い目で見れば、そこなのだけれども、それは長い目で見たときの目標であって、すぐに何ができるかということは、地方自治体で考えていっていただかないといけない。ただし、今の話で、明石市はやはり市町村なので、大阪府や福岡県とは立場が違う。その辺りについては、必要なことなので、どこかでやはり触れるということは必要なのだろうなと思う。 |
| 委員 | 明石市が市町村として行ったことの意義は、これが全国展開されれば、国も動かざるを得なくなるだろうということが基本である。したがって、結局、大阪府の役割とすれば、市町村でこういうことを始めたときに大阪府が半額助成するとか、そういう方向で行っていくと。犯罪被害というのは災害と一緒なので、上からの命令で、何か警察のように上から命令をしたら全国一律の被害者救済ができないものかなと思っている。明石市のやり方というのは1つの方法かなと思う。国に経済補償をずっと求めてやってきたが、なかなか今でもここまで来ていないので、あとはもう地方自治体の動きに期待するしかないのかなというのが、私達の思いである。 |
| 委員 | 損害賠償の債務を、府なり市なりが立て替えるのはすごく大きなこと。被害者や加害者の状態によっていろいろな場面が想定される問題だと思う。経済的負担の軽減は、どのような方をも対象に、日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするための一般施策として行われている。今回の条例で重視すべきで府民の理解を得やすいのは、犯罪被害等に遭われて非常に混乱した状況の中にある府民の方に、それらの情報ができるだけスムーズに届くような仕組み。安全の確保、居住の安定、雇用の安定という比較的細かいところまでも踏まえた経済的負担の軽減があることを、伝える必要がある。損害賠償等に関する支援についても個別に検討することに異存はないが、経済的負担の軽減に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずる、に含める形が妥当と思う。先程支援という言葉が上からの言葉という議論のときに、私は情報の提供が上からの言葉だと思って聞いていた。もっとも、共有と言い換えても相手側に情報を出せと要求する上から言葉になり得るので、提供という言葉は相互交換を示唆する意味合いで使われていると解釈している。損害賠償請求を踏み倒している方々がたくさんいることや、犯罪被害者等の方々がご苦労されていること、損害賠償について言ったら言ったで辛い思いをされる方もいる、などの非常にデリケートな問題な状況を、今回のような議論を機会に広く広めていけたらそれがいいのではないかと思う。 |
| 座長 | 今のご意見は、資料3の8、基本的施策の(6)のところに経済的負担の軽減ということが書いてあって、そこに繋がるということ。ただし、こういう問題が実際にあるし、時効の問題もある。時効10年で切れてしまうとか。だから、そういう問題があるということは、しっかり認識してもらわないといけないし、それで被害者の方が本当に困っているという実態はあるわけだから、それをどこにどういう形で盛り込むのか。それから、明石市のような文言はやはり市町村レベルの話。では、府レベルではどのような表現がいるのかというのは、今のご意見との間ぐらいかなと思う。何かもう一言ぐらい踏み込んで、ここのところで犯罪被害者の方が損害賠償について非常に困っていると。それに対する援助はするのだと。ただそれが実際に金銭的なもので、先程言った半額を提供するのかどうかというのはまだ先の問題で、少なくとも姿勢として、そういうことを大阪府は認識しているし、考えていくというところは打ち出してほしい。 |
| 委員 | 基本的な施策、特に相談窓口について。被害者の専用窓口のようなものをリクエストするのか、それとも一般の方々も対象とする窓口の中で、犯罪被害者等に該当する状態であると申し出ると更なる情報提供等の別の対応を受けられる窓口のようなものをリクエストするのか。マニュアルのような情報集といったものを整備する形で、別枠で用意した方が良いのか、どちらなのか。 |
| 委員 | 難しいところだが、条例は全部の市町村にある方が良いと思う。条例を作ったところが必ず専従職員を置くべきかというと、犯罪が少ない市町村もあるので、前にも言ったように、そういうところに置いておく必要はない。兼任の職員がいて、被害者支援の知識は持っていると。大阪府のほうには、結構大きな規模のものを作ってもらって、派遣するという体制を作っておくことが良いのかなと思ったりしている。というのは、摂津市でも堺市でも同じだったが、被害者の支援というのは、例えば介護や福祉というところで、すでに老人などに対して、福祉サービスを全部行っている。これを犯罪被害者という冠がついた部分に対してできないのであれば、条例を作ることでしやすくなる仕組みができれば良いということなので。そういう仕組みがすでにどこにでも大体あると。そして、被害者の相談窓口はもうすでにあるということであれば良いのだが。 |
| 事務局 | 大阪府下のすべての市町村に専門の窓口が設置されている。 |
| 委員 | 専任職員がいるかどうかという質問で言うと、ケースバイケースということでよろしいか。 |
| 座長 | 私の方から申し上げておけば、実際に窓口は全部の市町村にあるが、需要がないということであれば、専任職員は要らないわけで、兼任という形でやっているが、今後のことを考えたら、需要がないから、職員は要らないのだと、窓口は要らないのだということにはならないだろうと。したがって、後は大阪府としての運用である。市町村で大きいところは件数があるから専任の人を置くと。本当に小さいところはもう何もないというところもある。そのあたりの運用を睨んで、大阪府の方でどのように指導していくのかということが大事なのかなと思う。今の問題について、特に損害賠償について他に意見や質問があれば。 |
| 委員 | 損害賠償を対象にするかどうかというところで、非常に狭くなるのではないかと思った。経済支援はもっと幅広いものであろうと思うし、そのあたりの具体的な例示を条例に書く具体性はいらないと思うけれども。イメージとしてどういうものがあるかということを、共有していくということは必要だろうと思う。そのための経済支援というのは、生活支援であったり、裁判費用であったり、人的サービスに対する何らかの支援といったようなことになるのかなと思う。経済的支援はそういうことかなと思うのと、先程の市町村の相談、専門相談の窓口があるということについても、相談を受ける方々がどれだけの知識と、実態または被害者の方々の現実に対する認識をどれほど持っているかというところに非常に大きく影響されるように思うので、そのあたりの共通認識を広めていく、又は毎回確認していく、強めていくということはとても重要だろうと思う。ここでもう一つ話したいのは、府民理解の増進のところであるが、ここには二次被害の防止のことだけが書かれているが、むしろ、非常に身近なところで被害を受けられた方が困っているということとか、それから、本当に特定された人たちだけではなくて誰にでも起こりうることであり、住民共有の認識として、お互いにいわゆる共助と言うか、そういうものを広げていこうみたいなアピールは何かいるのかなと思った。 |
| 委員 | ありがたい言葉をいただいた。犯罪被害者には私もなるとは思っていなかったが、今よく皆に言っているのは、孫の世代まで、3世代までに、誰か親戚の中に被害者になっている人がいると考えた方がいいくらい犯罪は多い。今の話でいうと、犯罪被害者が何故ここまでオミットされていたかというと、刑事司法からもう完璧に取り残されて、どれほど相談を受けても、それに対する答えがなかった。相談の受けようがなかったというのが現実であった。けれども、基本法ができ、被害者参加制度もできて、変わったなと。犯罪被害に遭って親や子を殺されて、裁判参加をしたら交通費と日当まで出るぞと。いつ裁判が行われるのかも教えてくれなかった状態が2000年まで続いた。それがここまで変わったというのは凄かったなという話をしていたところだった。被害者の相談に乗ることはもうすでにアンタッチャブルではないし、きちんとした知識があれば、ここでこう警察に行けばきちんと相談してくれる。弁護士会に行けばこうして裁判にも行けるし、その先生にお願いも出来ると。裁判所の被害者相談受付窓口があると。今度条例で府の行政の窓口もあるという形をきちんと言えばいいわけだから。被害者を取り巻く状況をきちんと理解しておけば、みんなが相談相手になれる。そういう気持ちを持ってほしい。それを府政ニュースなどで、被害者の人たちに独りになってはいけません、とか何かそういう広報を頑張ってもらえば良いかなと思っている。 |
| 座長 | 先程の発言について、私の方から。(7)の府民理解の増進というところに、二次的被害の防止等に係る広報啓発、その他と書いてあり、こういうのが法律の書きぶりで、例示列挙という。代表的なものをボンと出して、それに限らない、その他と書いてあるのだというやり方をするが、ただこれもなかなか難しいところがあり、その代表例を出すと、これが代表例だと認めているわけだから、やはり二次的被害が一番大事なのだというような印象を与えてしまう。したがって、何を例示するのか、例として出すのかということは検討する必要がある。そこで(6)番の方に行くと、経済的負担の軽減というふうにざっと書くのに、今のようなやり方をして損害賠償に関する援助などというような言葉を入れると、それが代表だと強く訴えることになる。ただ、問題はその先にあるわけであり、それを出すことによって本当に損害賠償がトップで一番重要なのだということはわかるが、今度全体に対する影響としては、やはり少しそれが前に出すぎるということはあるかもしれない。したがって、例示として何を持ってくるのかということは、今後また検討しないといけないし、そもそも例は出さないで、全体ですよというのも一つのやり方という辺りがポイントなのかなと。それでは他に意見、いかがか。あと事務局の方から補足をするか、あるいはこれからの事を話してもらって、あと時間があればまた意見を伺うというようなあたりで。 |
| 事務局 | 福岡県の条例を参照した損害賠償請求への援助についてのご議論をお聞きしている中で、三つのポイントがあると感じた。一つは、明石市の立替支払金制度の例。もう一つが、前回の会議で提起していただいた、司法サービスへどう早期に繋ぐかということ。最後に触れられた、損害賠償請求の費用負担の話。このうちの司法サービスへ早期に繋ぐ部分について、この辺りをどう具体的に、これはおそらく条例に書き込むことではなく、取組指針でどう取り組んでいくのか、今後の支援策の充実というところに係ってくると思うが、この点について、少しご意見を頂戴できればありがたい。 |
| 委員 | 前回言った司法サービスというのは民事のみに限るものではない。例えば、被害者参加をしたいとか、あるいは訴訟以外で加害者側の弁護人から示談の話が来てどうしたらいいかとか、そういうような悩みを含めてということである。そこで一つ大事になるのが、まず一度弁護士と相談をしていただくことだろうと思う。僕が申し上げたのは一つ神奈川県の犯罪被害者等支援条例があり、「県は犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による法律相談体制の充実、その他の必要な施策を講ずるものとする。」という条文がある。実際、神奈川県ではサポートステーションというのを作り、ここから弁護士に繋げて2回まで無料で法律相談が受けられる。いきなり無料の法律相談の実施までは難しいかもしれないが、一定の資力基準を満たせば、犯罪被害者の方でも無料で法律を受けられるサービスがすでに法テラス等であるので、まずそこに繋げていただいて、刑事ではこのような今後、手続きが考えられるし、民事ではこのようなメニューがあると。そのためにこういうような法テラスの別途援助のメニュー等もあると、そういうところをまず知っていただきたい。一つ効果を思っているのは、被害者がつくる条例研究会でも、犯罪被害者の支援に精通している弁護士をもっと早く紹介してもらいたかったとか、そういう声があるので、あとこちらの弁護士としても、もう少し早く相談に来てくれたらまた違う対応があったり、取れたのにというようなことも経験的にあるので、申し上げた次第である。 |
| 委員 | 私も昔弁護士会の委員会委員長3年務めたが、その間に弁護士会も被害者支援に対する取り組みがだんだん変わってきて、今は先程言った精通弁護士もいる。200名ぐらい弁護士会でいる。それに研修などを受けて被害者問題に対応しようという、専門性を持った弁護士を養成している。恒常的に被害者への電話相談、それももう15年ぐらい行っている。したがって、被害者に対応するある程度のシステムを作っている。そこに、府が、できれば、こういう弁護士会でこういう専門の弁護士がいて、電話相談も行っているし、もちろん面談相談行っている。被害者の場合は、法テラスを使った場合はほとんど無料になる。相談なども。訴訟を起こしてもある程度取れなかった場合は、費用を免除する。そういう免除制度もある。したがって、大阪弁護士会の組織があるので、そちらに繋いでいただく、そういうことを条例にはっきりと書くかどうかは抜きにしても、そういう一つのきっかけになるような制度にしていただきたいというのがこちらの希望である。 |
| 座長 | それでは時間も迫っているので、今日の会議はこれで終了する。マイクを事務局にお返しする。 |
| 事務局 | 次回開催日程等の事務連絡（閉会） |